

第2部

平成21年度 土地に関して講じた 基本的施策

第1章

土地に関する基本理念の普及等

第1節 土地政策の基本理念

- 1 いわゆるバブル経済を背景とした地価高騰を契機として、平成元年に土地基本法が制定され、その目的として、「土地についての公共の福祉優先」、「適正な利用及び計画に従った利用」、「投機的取引の抑制」及び「価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担」といった土地についての基本理念を明確にし、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めるとともに、土地政策の基本方向を明確化することが定められた。平成3年には、土地神話の打破を土地政策の目標とし、その実現に向けて総合的な施策を取りまとめた「総合土地政策推進要綱」が閣議決定され、これらに即した諸施策が推進された。
- 2 その後、平成9年に「新総合土地政策推進要綱」を閣議決定し、土地政策の目標を地価の抑制から土地の有効利用へと転換するとともに、今後政府として推進していくべき土地政策の基本的な指針を示している。
- 3 また、平成17年10月には、国土審議会土地政策分科会企画部会報告「土地政策の再構築について」が取りまとめられ、環境などの土地が持つ多面的な効用を最大限に発揮できるような適正な土地利用を実現し、透明で効率的な土地市場を形成すべきとされた。
- 4 さらに、平成21年7月には、同部会報告「土地政策の中長期ビジョン」がとりまとめられたところである。ここでは、現在、利用価値を中心とする不動産市場の形成や人口減少・少子高齢化等といった土地をめぐる状況の変化に対応し、国民の不動産に対する多様なニーズに応える質の高い不動産を形成していくことが求められており、豊かな国民生活の実現に向けて、不動産の利用価値を高めるために、関係各者が連携し、様々な取組を推進していくことが必要とされている。

第2節 土地に関する基本理念の普及活動の実施

10月の「土地月間」（10月1日は「土地の日」）において、関係団体と連携しつつ、土地に関する基本理念の普及等を図るとともに、土地に関する各種施策・制度等の紹介を積極的に行った。

10月6日には「不動産市場の新たな展開に向けて」というテーマで『「土地の日フェア2009」シンポジウム』を実施し、10月14日には「環境と不動産投資～Sustainable Real Estate Investment」というテーマで「国際土地政策フォーラム」を実施した。

また、関係団体を含め、全国各地で講演会及び地価に関する無料相談会の実施、ポスターの掲示、「わかりやすい土地読本」及びパンフレットの配布等の広報活動を実施した。

第2章 土地に関する情報の整備

第1節 土地情報の体系的整備

土地の所有、利用、取引、地価等に関する情報を体系的に整備するため、以下の施策を講じた。

- (1) 地価公示、地籍調査等の実施、国土利用計画法に基づく取引情報の把握等
- (2) 事務所・住宅等の賃貸不動産の管理に係る収益費用の情報の収集、インターネット上で指標を提供する不動産市場データベースの拡充（対象施設・調査地域の拡充）
- (3) 不動産の取引当事者の協力による取引価格等の調査、取引価格情報等の提供
- (4) 平成20年土地基本調査のうち法人土地基本調査、法人建物調査の速報の公表
- (5) 土地取引の実態や企業の土地所有、利用状況等を明らかにするための統計資料の作成・整備及び土地の所有、利用等の概況を把握するための土地に関する行政資料等の収集・分析

第2節 国土調査の推進

1 地籍調査の推進

- (1) 土地一筆ごとの所有者、地番、地目、境界、面積の調査・測量を行う地籍調査については、平成12年度を初年度とする「第5次国土調査事業十箇年計画」に基づき、民間の能力・成果の活用を図りつつ調査を推進した（平成21年度までに1,473市町村が地籍調査に着手、うち423市町村で調査を完了）。
- (2) 進捗が遅れている都市部の地籍整備を推進するため、密集市街地、中心市街地などを対象に、都市再生街区基本調査の成果を踏まえ、街区外周の境界に関する基礎情報を整備する都市再生街区基本調査（土地活用促進調査）を実施した。
- (3) 地権者の高齢化や不在村化等により土地境界の確認が困難な状況となってきた山村部において、簡易な手法により森林の概ねの境界を保全する山村境界保全事業を実施した。

2 土地分類調査の推進

土地分類調査については、三大都市圏等を対象に地下（垂直）方向の土地情報を整備する土地分類基本調査（垂直調査）を実施した。

3 水調査の推進

水調査については、一級河川の流域を対象に、流域内の水文、利水、治水等に関する既存の資料を収集・整理する主要水系調査を実施したほか、全国の主要な深井戸を対象に、位置、井戸の諸元、地質情報等を収集・整理する地下水調査を実施した。

4 土地履歴情報の整備・提供手法の構築

土地本来の自然地形や改変履歴に関する情報に加え、各行政機関が保有する災害履歴や災害想定区域の情報等を幅広く集約し、誰もが土地の安全性を容易に判断できる情報として整備・提供する土地履歴調査の手法の検討を行った。

第3節 国土に関する情報の整備等の推進

1 国土情報整備の推進等

国土数値情報については、地価公示、都道府県地価調査等の更新等を行うとともに、土地利用区分の詳細化等による高度な土地利用情報の整備に着手した。国土画像情報については、他のデータと重ね合わせができるよう、カラー空中写真のオルソ化を行った。さらに、これらの国土情報をウェブ上で閲覧、ダウンロードできるよう「国土数値情報ダウンロードサービス」(<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)、「国土情報ウェブマッピングシステム」(<http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>)及び「オルソ化空中写真ダウンロードシステム」(<http://orthophoto.mlit.go.jp/>)の運用、拡充を行った。

2 地理空間情報の高度な活用の推進

基盤地図情報、主題図、台帳情報、統計情報、空中写真等の地理空間情報を高度に活用し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現するため、「地理空間情報活用推進基本法」(平成19年法律第63号)に基づく「地理空間情報活用推進基本計画」(平成20年4月15日閣議決定)を推進した。

具体的には、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる「基盤地図情報」をはじめとした地理空間情報の整備・提供、その活用に関する調査研究、知識の普及及び人材の育成等を行った。

3 測量行政の推進

平成21年度は、基本測量に関する長期計画に基づき、地理空間情報の活用による新しい社会の実現に向け、基盤的な情報インフラとなる地理空間情報を提供するため、GPSを用いた電子基準点測量等の高精度な基準点測量、電子国土基本図の整備及び地理的情報に関するデータベースの整備等を実施した。さらに、地理空間情報活用推進基本法に基づく基盤地図情報の整備・更新・提供を推進するとともに、地域における産学官の連携による基盤地図情報の相互活用のための体制や仕組みの構築を開始した。

また、高度化する測量技術への対応や測量成果の共用の促進を図るため、公共測量の規範となる作業規程の準則の普及に努めた。

さらに、デジタル地図の普及に対応した基本測量及び公共測量の測量成果の活用を促進するため、地図等の基本測量成果をインターネットでも提供するとともに、複製・使用承認に関するワンストップサービスの運用を開始し、地方公共団体等への周知を行った。

第4節 土地に関する登記制度の整備

登記事務のコンピュータ処理のための作業を一層推進した。また、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」に基づくオンライン登記情報提供制度、それぞれの登記所から互いに他の登記所が管轄する不動産の登記事項証明書を交付することができる「登記情報交換制度」、自宅等のコンピュータから登記の申請をすることができる「オンライン登記申請制度」及び登記事項証明書の送付を請求することができる「証明書オンライン請求制度」の対象登記所を順次拡大し、平成20年7月をもってすべての登記所を上記制度の対象登記所とした。

また、登記所備付地図の整備について、平成15年6月に、内閣に設置された都市再生本部が決定した「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、平成21年度においても、緊急性及び必要性の高い都市部の地図混乱地域について不動産登記法第14条第1項地図の作成作業を重点的かつ集中的に行った。

さらに、紙又はポリエステルフィルムで作成された登記所備付地図の精度維持・管理を適正かつ円滑に行うことを目的とした地図の数値化（デジタル化）も引き続き推進した。

なお、平成17年度に導入された「筆界特定制度」により、紛争が生じている土地の筆界の特定を図った。

第3章 地価動向の的確な把握等

第1節 地価公示等の推進

平成22年地価公示については、27,746地点の標準地について行い、それに基づく地価動向の分析結果を公表した。また、平成21年都道府県地価調査についても、各都道府県知事が全国23,024地点の基準地について実施した結果に基づき、地価動向の分析結果を公表した。さらに、地価動向を先行的に表しやすい三大都市圏等の主要都市の高度利用地150地区について、四半期毎の地価動向、不動産鑑定士によって把握された不動産市場の動向に関する情報、地方整備局が行った地元の不動産関係者からのヒアリングによる情報を取りまとめ、公表した。

第2節 不動産取引価格情報等の提供

- (1) 不動産の取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が容易に特定できないよう配慮した不動産取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行った（平成18年4月の公表開始から平成22年1月までの提供件数は768,397件、Webアクセス数は約1億件）。
- (2) 事務所・住宅等の賃貸不動産の管理に係る収益費用の情報の収集、インターネット上で指標を提供する不動産市場データベースの拡充（対象施設・調査地域の拡充）を行った。

第3節 不動産鑑定評価の充実

平成21年3月の国土審議会土地政策分科会不動産鑑定評価部会報告に基づき、鑑定評価業務等の手順を統一的に整備する（価格等調査ガイドライン等の策定）など、鑑定評価の質や信頼性の向上に取り組んだ。また、証券化対象不動産の鑑定評価に関し、不動産鑑定業者への立入検査等を行った。

第4節 公的土地評価の均衡化・適正化

適正な地価の形成及び課税の適正化を図るため、以下の措置を実施した。

- (1) 固定資産税における土地の評価については、地価公示価格等の7割を目途としてその均衡化・適正化を図るとともに、地価動向等を適切に反映した評価に努めた。
- (2) 土地の相続税評価については、引き続き評価時点を1月1日、評価割合を地価公示価格水準の原則8割としてその均衡化・適正化を図るとともに、地価動向等を適切に反映した評価に努めた。

第4章 不動産市場の整備等

第1節 不動産取引市場の整備等

1 宅地建物取引業法の的確な運用

宅地建物取引における消費者利益の保護と宅地建物取引業の健全な発展を図るため、宅地建物取引業法の的確な運用に努めた。

国土交通大臣及び都道府県知事は、関係機関と連携しながら苦情・紛争の未然防止に努めるとともに、同法に違反した業者には、厳格な監督処分を行っており、平成20年度は計382件の監督処分を行った。

2 指定流通機構制度等を活用した不動産流通市場の整備

不動産取引が迅速かつ確実に行われるよう、不動産流通市場の整備を促進するため、指定流通機構（レインズ）の活用を一層推進した結果、指定流通機構における平成21年実績は、新規登録件数が約437万件（前年比7.4%増）、成約報告件数が約33万件（前年比13.7%増）と、新規登録件数及び成約報告件数ともに増加した。

また、消費者の相場観の把握等を支援する観点から、レインズが保有する不動産取引価格情報を活用した情報提供を行うためのシステムの構築を行い、平成19年4月から運用を開始しており、平成21年度には、その情報量の拡充や提供期間の拡大のための改修を行った。

さらに、平成21年4月に不動産業界が一体となって行った消費者へ物件情報及び有益情報を提供する「不動産統合サイト（不動産ジャパン）」の全面リニューアルの取組を支援した。

3 不動産特定共同事業の推進

不動産特定共同事業法の適切な運用等により、投資家の保護に資する市場環境の整備を図りつつ、投資家のニーズに対応した商品が供給され、投資家の資金が優良な都市開発、住宅供給等に活用されるよう、不動産特定共同事業を推進した。

4 事業用定期借地権の普及・促進

平成20年1月に、存続期間の上限が「20年以下」から「50年未満」に引き上げられた事業用定期借地権を活用していると考えられる倉庫業等を対象に、その活用実態の調査を実施した。

5 土地取引規制制度の的確な運用

土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、都道府県等において、国土利用計画法に基づく土地取引規制制度を引き続き運用しており、地域の実情等を踏まえた運用（平成22年3月末現在、1都（1村）で監視区域を指定）が行われた。

さらに、これら土地取引規制制度の的確な運用を図るため、土地取引状況等を把握する土地取引規制基礎調査等を実施した。

6 環境価値を重視した不動産市場の形成促進

地球環境問題への対応における不動産分野の役割が大きいことから、ESG（環境、社会、企業統治）を

投資判断に組み込む責任不動産投資の国際的な潮流を踏まえつつ、環境価値を重視した不動産市場の形成を図るため、環境不動産の経済的価値に関する情報整備等のあり方について検討を行った。

7 土地取引に有用な土壤汚染情報の提供

土壤汚染地の取引円滑化や有効活用を促進するため、土地取引に有用な土壤汚染情報の提供のあり方の検討を行った。

第2節 不動産投資市場の整備

市場の透明性の確保、投資家が安心して参加できる市場の構築等を推進し、我が国不動産投資市場の活性化を図るため、以下の施策を講じた。

(1) 「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」の開催

関係業界、有識者、行政等を構成員として設置された「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」では、平成21年7月に、合併をはじめとしたJリートの再編、Jリートのガバナンス強化の必要性、Jリートのファイナンス、個人投資家、年金等による不動産投資の促進等、Jリートを中心とした我が国不動産投資市場の活性化策が提言された。

また、当該フォーラムでの議論を踏まえ、Jリートの導管性要件の見直しや不動産取得税等の特例措置の延長を行うなど、Jリートの合併等を促進するための環境整備を行うとともに、成約価格に基づく住宅価格指数の開発を推進した。

(2) 「不動産市場安定化ファンド」の設立

Jリートに対する新たな資金供給を行うことで、投資法人債等の償還リスクを軽減するセーフティネット機能を担うとともに、Jリートの買い手としての機能回復の端緒となる役割を担うため、平成21年9月に業界各社により「不動産市場安定化ファンド」が設立された。こうした透明性の高いJリートの活動を通じて市場における適正な価格による取引を促すことで、不動産市場の安定化と資産デフレの防止を図る取組を推進した。

(3) 不動産証券化市場の裾野の拡大

以下の2つの事業からなる「地方における不動産証券化市場活性化事業」を実施し、不動産証券化に関する人材の育成とノウハウの蓄積を促した。

① 不動産の流動化・証券化に関する講習会等支援事業

不動産の流動化・証券化手法に関する講習会等を自主的に実施する団体に対して、講師派遣の支援等を行った（平成21年度は25件の講習会を実施）。

② 不動産の流動化・証券化に関する実施過程検証等事業

地方において不動産の流動化・証券化に取り組もうとする事業者に対して専門家によるアドバイスを提供するとともに、当該事業者から提出された不動産の流動化・証券化に関する書類を国土交通省HPにて公開した。

平成21年度は、18事業者に対し支援を行い、5事業者が不動産の流動化・証券化スキームの組成を完了した。

(4) 不動産証券化の実態調査の実施

証券化された不動産の実績を把握する不動産証券化の実態調査を実施した（平成21年度中に証券化された不動産資産額は約1.7兆円）。

第3節 土地税制における対応

1 国税関係

平成21年度税制改正において、国税について講じた主な措置は、以下のとおりである。

(1) 所得税・法人税

- ① 個人又は法人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合に、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円（当該譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除する特別控除制度を創設した。
- ② 事業者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までにこの特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行して取得をした土地等について、他の土地等の譲渡益の80%相当額（その先行して取得をした土地等が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をされたもののみである場合には、60%相当額）を限度として、圧縮記帳ができることとする課税の特例制度を創設した。
- ③ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え）の適用期限を3年延長した（平成23年12月31日まで）。
- ④ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を適用対象から除外したうえ、その適用期限を5年延長した（平成25年12月31日まで）。
- ⑤ 特定の民間住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用期限を3年延長した（平成23年12月31日まで）。
- ⑥ 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長した（平成23年3月31日まで）。
- ⑦ 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例制度について、適用停止措置の期限を5年延長した（平成25年12月31日まで）。
- ⑧ 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度について、次の措置を講じた。
 - (ア) 適用停止措置の期限を5年延長した（平成25年12月31日まで）。
 - (イ) 一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の範囲から大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を除外したうえ、適用除外措置の期限を5年延長した（平成25年12月31日まで）。

(2) 登録免許税

- ① 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり、平成21年4月1日以後に引き上げることとされていた税率を2年間据え置き、平成23年4月1日から段階的に引き上げることとした。
 - (ア) 土地の売買による所有権の移転登記（現行1,000分の10、本則1,000分の20）

- 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで1,000分の10
 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで1,000分の13
 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで1,000分の15
- (イ) 土地の所有権の信託の登記（現行1,000分の2、本則1,000分の4）
 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで1,000分の2
 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで1,000分の2.5
 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで1,000分の3
- ② 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記（現行1,000分の8）に対する登録免許税の税率の軽減措置について、平成21年4月1日以後に引き上げることとされていた税率を1年間据え置くこととした。

2 地方税関係

(1) 固定資産税

- ① 平成21年度から平成23年度までの宅地等に係る負担調整措置について、以下の措置を継続した。
- (ア) 負担水準（当該年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とした。
- (イ) 負担水準が60%以上70%以下の商業地等、負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置いた。
- (ウ) 負担水準が60%未満の商業地等、負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあっては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とした。
- ただし、当該額が、商業地等については評価額の60%、住宅用地については評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とした。
- ② 平成21年度から平成23年度までの商業地等に係る地方公共団体の条例による減額措置について、税負担の上限を市町村の条例で定める水準まで引き下げることが可能とする仕組みを継続した。
- ③ 住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る平成21年度から平成23年度までの固定資産税について、税負担が大幅に増加する場合、地方公共団体の条例により、前年度税額（前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額）に条例で定める割合（1.1倍以上）を乗じて得た額まで減額することができる措置を講じた。
- ④ 据置年度である平成22年度及び平成23年度においても、地価が下落している場合には簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続した。
- ⑤ 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置を継続した。特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置を講じた。

(2) 都市計画税

固定資産税と同様の措置を講じた。

(3) 不動産取得税

- ① 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を3年延長した（平成24年3月31日まで）。
- ② 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長した（平成24年3月31日まで）。
- ③ Jリート・SPCが取得した不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長した（平成23年3月31

日まで)。

- ④ 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の不動産取得税に係る課税の特例措置の適用期限を2年延長した(平成23年3月31日まで)。

(4) 個人住民税

- ① 平成21年及び平成22年中に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設
個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該譲渡所得の金額から1,000万円を控除することとした。
- ② 特定の民間住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用期限を3年延長した(平成23年12月31日まで)。
- ③ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を適用対象から除外したうえ、その適用期限を5年延長した(平成25年12月31日まで)。
- ④ 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例制度について、適用停止措置の期限を5年延長した(平成25年12月31日まで)。

第5章 土地利用計画の整備・充実等

第1節 土地利用計画の推進

1 国土利用計画

国土利用計画は、健康で文化的な生活環境の確保を図ることなどの基本理念に基づき、総合的かつ計画的な国土の利用に関する基本構想等を示すものであり、全国計画、都道府県計画、市町村計画により構成される。

第四次全国計画(平成20年7月閣議決定)に基本方針として掲げた、より良い状態で国土を次世代に引き継ぐ「持続可能な国土管理」の推進を図るため、国土利用の質的側面をめぐる状況の変化を的確に評価するための手法の検討とともに、効果的な地域づくり・まちづくりのための市町村計画の活用方策に関する情報提供等を行った。

2 土地利用基本計画等

地域の特性を踏まえた適正かつ合理的な土地利用の実現を図るため、各都道府県において、土地取引や各種土地利用転換の動向、個別規制法等に基づく諸計画の地域・区域の指定状況等の土地利用現況を把握し、関係方面との調整を経て、土地利用基本計画の変更が行われた(平成21年度:44都道府県、296件)。

また、国土形成計画、国土利用計画(全国計画)の策定等を踏まえ、今後、各都道府県での土地利用の課題に対応した計画内容の充実が図られるよう、土地利用基本計画の活用に関する検討を行った。

さらに、国民への情報提供の推進を図る観点から、土地利用調整総合支援ネットワークシステムの操作性向上等のWeb公開機能の改良を行った。

第2節 都市計画における適正な土地利用の確保

(1) 都市計画における土地利用計画の総合性の確保

都市計画区域ごとに定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（マスタープラン）について、社会情勢の変化等に対応した適切な運用を推進した。また、それぞれ独立した都市計画として位置付けられた「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」の策定を推進した。さらに、市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町村マスタープラン）の策定を推進した。

(2) 都市計画における土地利用計画の詳細性の確保

近年の市町村合併等に伴う都市計画区域及び準都市計画区域の適切な指定、見直しを推進した。また、都市計画における詳細な土地利用計画については、市街化区域、市街化調整区域の区域区分制度や、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域等の地域地区制度等の適切な活用を推進した。さらに、今後の人口減少・超高齢社会を迎えるに当たり、都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市機能が集約された都市構造への転換を図っていくために、平成18年5月に改正された都市計画法等に基づき、都市機能の適正立地を確保していく制度の適切な活用を推進した。

また、中心市街地の機能回復、産業構造の変化への対応等の全国的に共通して緊急性が高い政策課題に対応する政策課題対応型都市計画運用指針の活用を推進した。

(3) 都市計画における土地利用計画の実効性の確保

- ① 防災対策の強化、中心市街地の活性化、土地の有効・高度利用の推進等の課題に対応して、土地区画整理事業を実施した。特に、集約型都市構造の実現に向けて、拠点市街地等に重点をおいて強力に事業を推進した。
- ② 市街地再開発事業等においては、都市の魅力及び国際競争力の向上の観点から、民間活力を最大限活用しつつ、地域の活性化・都市再生、防災上危険な密集市街地の解消、集約型都市構造への再編に資する魅力ある都市拠点の形成、街なか居住の推進のための住宅市街地の総合的な整備に重点を置いて強力に事業を推進した。
- ③ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地において、職住近接型の良好な市街地住宅の供給、美しい市街地景観の形成、公共施設の整備等を総合的に行い、良好な住環境の創設を図った。
- ④ 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき施策を推進するとともに関連する事業制度の拡充・推進を行い、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進し、安全な市街地の形成を図った。

第3節 国土政策との連携

1 国土形成計画の推進

(1) 国土形成計画は、国土の自然的条件を考慮し、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土の利用、整備及び保全を推進するための基本的な計画であり、全国計画と広域地方計画により構成されている。全国計画については、国土利用計画（全国計画）と一体のものとして、ともに平成20年7月に閣議決定された。

(2) 総合的な国土の形成に関する施策の指針となる国土形成計画（全国計画）については、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土」を形成していくため、人口減少・高齢化による影響が著しく顕在化している中山間地域の集落問題などの個別的な

重要課題の検討を進めるとともに、計画の基本的な方針である新しい国土像の実現に向けた各種の取り組みを推進した。広域地方計画については、全国計画に示された新しい国土像を具体化するものとして、東北から九州までの各広域ブロックの地域戦略と、その具体的な取り組みをまとめた計画であり、国の関係地方支分部局、都府県、政令指定都市、経済団体等をメンバーとする広域地方計画協議会における協議を経て、平成21年8月に国土交通大臣により決定されたところである。

2 地域の拠点形成の推進

(1) 業務核都市の整備の推進

東京圏における業務機能等の適正な配置を図るため、多極分散型国土形成促進法に基づき、業務核都市を業務機能をはじめとする諸機能の集積の核として重点的に育成・整備を進めた。

平成21年4月には、青梅業務核都市基本構想が策定され、これまでに業務核都市基本構想が承認・同意された地域は14地域となった。

(2) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進

「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき、全国84地域の地方拠点都市地域の整備の促進を図るため、地方公共団体や民間事業者等に対しての支援措置を引き続き講じた。

また、事務所、営業所、研究所等の地方拠点都市地域への再配置を促進した。

(3) 研究学園都市の建設

① 「筑波研究学園都市建設法」に基づき、科学技術の集積等を活かした都市の活性化等を目指し、筑波研究学園都市の建設を推進するとともに、つくばエクスプレスの整備に伴うつくば市内沿線の土地区画整理事業等を推進した。

② 「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づき、文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくりを目指すため、平成19年度に変更した「基本方針」を踏まえ、関西文化学術研究都市の建設を推進した。

3 産業立地施策の推進

(1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、地域が自らの特色を生かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取り組みを支援するため、税制上の特例措置や工場立地法の特例措置、日本政策金融公庫を通じた中小企業向け低利融資制度、ワンストップサービスの提供や人材育成・施設設備に対する予算措置、企業立地に係る地方交付税措置など総合的な支援を行った。

(2) 産業クラスター計画の推進

産業クラスター計画として、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積（産業クラスター）を形成するため、地域の比較優位性を踏まえて、全国18プロジェクトで、約10,200社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約290校の大学等を含む産学官の広域的な人的ネットワークの形成と拡充、及び新事業創出に係る事業化支援機能の強化を図るとともに、地域の特性を活かした実用化技術開発等を総合的、効果的に推進した。

4 交通ネットワークの整備

「全国1日交通圏」の更なる充実などに向けて、ブロック相互を結ぶ道路・鉄道・港湾・空港等の国内交通基盤を総合的に整備・活用し、基幹的なネットワークや拠点の機能確保を推進した。

5 情報通信インフラの整備

- (1) 河川、道路、港湾、下水道の公共施設管理用光ファイバ及びその収容空間等を整備・開放した。
- (2) 「新交通管理システム（UTMS）」の推進等交通安全施設の整備を行った。
- (3) 「地域公共ネットワークの整備」を推進した。

6 国会等の移転等

- (1) 国会等の移転の検討

国会等の移転については、国会等移転審議会の答申を踏まえ、国会において検討がなされてきているところである。政府としては、「国会等の移転に関する法律」に基づき、関連する調査や国民への情報提供等、国会における検討に必要な協力を行った。

- (2) 国の行政機関等の移転の推進

昭和63年1月の閣議決定及び多極分散型国土形成促進法等に基づき、国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転を推進した。閣議決定において移転対象とされた71機関11部隊等のうち、平成22年3月までに65機関11部隊等の移転が完了した。

第6章 住宅対策等の推進

第1節 住宅対策の推進

1 政府による政策目標と計画の推進

本格的な少子高齢社会の到来等、社会情勢の変化に伴い、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）に基づき、①良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継、②良好な居住環境の形成、③多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、④住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保という4つの目標の達成に向け、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進している。21年度においては、関係省庁による「住生活安定向上施策推進会議」を開催し、住宅と福祉、防犯等他分野との連携施策を中心に施策の実施状況を取りまとめた。

2 公的住宅供給の推進

- (1) 独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）において、用地の先行取得の推進、政府出資金の活用等により、良好な居住環境整備を行うとともに、民間による良質な賃貸住宅の供給等を推進した。
- (2) 地域優良賃貸住宅制度により、民間活力を活用した公的賃貸住宅の供給を推進した。

3 大都市を中心とした市街地住宅供給の積極的推進

- (1) 住宅建設に関連して必要となる道路、公園、下水道、河川等の関連公共施設及び生活道路、多目的広場等の居住環境基盤施設の整備等を住宅市街地基盤整備事業により重点的、総合的に推進した。

また、防災性の向上、市街地環境の整備、土地の合理的利用等を図りつつ、市街地住宅の供給を促進するため住宅市街地総合整備事業を推進した。

- (2) 都市再生機構において、機構の有するノウハウや技術を活かし、まちづくり事業に関する構想・計画策定に対する技術援助等を行った。

4 既成市街地の再整備による良好な居住空間の形成

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地総合整備事業を推進した。

5 良質な住宅ストックの形成及び住宅ストックの有効活用

- (1) 住宅を長期にわたり良好な状態で使用し続けることができるよう、その構造や設備について、一定以上の性能を備えた住宅（「長期優良住宅」）の普及を図る「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が、平成21年6月に施行された。このほか、平成21年度税制改正において、住宅ローン減税制度の延長・拡充等を行うとともに、長期優良住宅の新築等についても所得税額の特別控除制度が創設された。また、ストック型社会における住宅のあり方について、民間等の優れた提案を公募・採択し、長期優良住宅等の普及啓発に寄与する事業に対し支援を行う「長期優良住宅先導的モデル事業」（21年度採択件数：113件）や、住宅履歴情報の整備等を実施した。

- (2) 民間住宅のリフォームを促進するとともに、公的賃貸住宅のリフォームや建替えを積極的に推進した。

- (3) マンションの維持管理・再生について、ソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象に支援するとともに、地域レベルの相談体制の整備等を推進する「マンション等安心居住推進事業」を実施した。また、マンション管理に関し、基礎的な資料を得ることを目的とした、「マンション総合調査」の結果を公表した。

さらに、老朽マンションの急増に対応するため、マンションの改修・建替えに関する支援制度等の情報提供等の充実等によりマンションの改修・建替えの一層の円滑化を図った。

- (4) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく共通ルールに従い、新築住宅及び既存住宅の性能を評価・表示する「住宅性能表示制度」について、普及を図った。

- (5) 新築住宅に瑕疵が発生した場合において確実に瑕疵担保責任が履行されるよう、建設業者及び宅地建物取引業者に対し資力の確保（住宅瑕疵担保保証金の供託又は住宅瑕疵担保責任保険契約の締結）を義務付ける「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が平成21年10月に施行され、保険法人における保険引受体制の整備や制度の浸透に向けた取組みを行った。

- (6) 質の高い既存住宅を安心して売買できる市場環境の整備のため、多様な消費者ニーズに対応した既存住宅売買に係る保険の商品化を進めた。また、新築住宅の売買に転売特約を導入し、保険加入住宅の転売後も保険を継続できるようにした。

- (7) 消費者が安心してリフォームを実施できる環境を整備するため、見積価格アドバイス制度や弁護士会における専門家相談制度の創設、電話相談体制の強化に向けた取組みを進めた。また、多様なリフォーム工事を対象とする瑕疵保険制度の整備に取り組んだ。

- (8) エコ住宅の新築又はエコリフォーム（窓の断熱改修、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修等）に対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行する住宅版エコポイント制度を創設し、環境対応住宅の普及の促進に取り組んだ。

6 住宅取得対策の充実等

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）の証券化支援事業（買取型

及び保証型)を着実に推進し、民間金融機関による相対的に低利な長期・固定金利住宅ローンの供給を支援・補完するとともに、同事業の枠組みを活用して優良住宅取得支援制度による金利引下げ等を実施した。

- (2) 「経済危機対策」(平成21年4月10日閣議決定)の一として、住宅金融支援機構のフラット35における融資率上限の引き上げなどを実施した。また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)の一として、住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度における金利引下げ幅の拡大などを実施した。
- (3) 住宅ローン返済困難者対策の適用期限を平成22年3月31日まで延長し、経済事情の著しい変動に伴い、離職、転職等を余儀なくされたため住宅ローンの支払い能力が低下している利用者が返済を継続できるよう支援した。
- (4) 財形貯蓄残高保有者に対する低利・長期の住宅資金融資事業を行う勤労者財産形成持家融資制度を実施した。
- (5) 平成21年度税制改正において、以下の措置を講じた。

① 住宅ローン減税制度の延長及び拡充等

中堅勤労者等における無理のない負担での住宅取得を支援することにより、国民生活の向上を図るとともに、昨今の経済情勢を踏まえ、経済効果の大きい住宅投資の促進による内需拡大の観点から、良質な住宅投資に対する支援を拡充することで良質なストック形成への誘導を図るため、住宅ローン減税制度の適用期限を5年延長する(平成25年12月31日までに居住する者に対し適用する)とともに、最大控除可能額を過去最高水準まで引き上げた(最大控除可能額：一般住宅500万円、長期優良住宅600万円)。また、中低所得者層等における実効的な負担軽減のため、控除可能額まで所得税で控除しきれない者について、個人住民税からの控除制度を導入した(上限9.75万円/年)。

② 長期優良住宅や住宅リフォームに係る税額控除制度の創設

経済情勢の悪化等を踏まえ、国民生活の質的向上を図り得る住宅への投資に金融資産を誘導し、省資源なストック型社会への転換と持続的な内需拡大による経済成長の実現を図るため、次の特例措置を新たに講じた。

(ア) 長期優良住宅の建設促進

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定を受けた長期優良住宅の新築等を行い、平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、標準的な性能強化費用相当額※(上限：1,000万円)の10%相当額を、その年分の所得税額から控除(当該控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除)

※ 標準的な性能強化費用相当額：住宅の構造の種類(木造、鉄骨造りなど)ごとに、耐久性、耐震性、省エネ性能等の長期優良住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的な平米当たりの単価を定め、当該認定長期優良住宅の床面積を乗じて計算した金額。

(イ) 住宅に係る各種改修の促進

【省エネ改修】

居住者が、自己の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事※を行い、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費用相当額(注)のいずれか少ない金額(上限：200万円(併せて太陽光発電装置を設置する場合は300万円))の10%相当額をその年分の所得税額から控除

※ 一定の省エネ改修工事：①全ての居室の窓全部の改修工事、又は①の工事と併せて行う、②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、⑤太陽光発電装置設置工事(①～④については、改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となるもの、⑤については一定

のものに限る。) であって、その工事費用の額が30万円を超えるもの。

【バリアフリー改修】

一定の居住者※1が、自己の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事※2を行い、平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、その工事費用の額と、当該工事に係る標準的な工事費用相当額（注）のいずれか少ない金額（上限：200万円）の10%相当額をその年分の所得税額から控除

※1 一定の居住者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 50歳以上の者
- ② 要介護又は要支援の認定を受けている者
- ③ 障害者である者
- ④ 上記②もしくは③に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者

※2 一定のバリアフリー改修工事：廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え又は床表面の滑り止め化を行う工事であって、その工事費用の額（補助金等をもって充てる部分を除く。）が30万円を超えるもの。

【耐震改修】

既存住宅に係る耐震改修促進税制（税額控除対象金額（上限：200万円）の10%相当額をその年分の所得税額から控除する制度）について、以下の措置を講じた上で、適用期限を5年延長した（平成25年12月31日までに行う耐震改修に対し適用する）。

- ・制度の適用対象区域について、地方公共団体が耐震改修計画に基づき耐震改修工事を補助している地域に加え、地方公共団体が耐震診断のみを補助している地域を新たに含めるほか、補助金額の下限要件を撤廃することにより、要件を緩和した。
- ・税額控除の対象となる金額について、改修に要した費用の額と、改修に係る標準的な工事費用相当額（注）とのいずれか少ない金額とする。

（注）標準的な工事費用相当額：改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、当該改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額。

③ 高齢者の居住の安定確保に係る税制特例の延長及び拡充

我が国は本格的な高齢化社会へと向かっており、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅ストックの整備を一層促進する必要がある。こうした状況を踏まえ、生活支援サービスを提供するケア付き住宅等の供給を促進するため、次の特例措置を講じた。

(ア) 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進

優良賃貸住宅の割増償却制度における高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置について、次のとおり割増率の見直しを行った上、その適用期限を2年延長した。

- ・一定の認定支援施設と一体として整備が行われた支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設

【所得税・法人税】

割増償却5年間40%増（耐用年数35年以上のものは55%増）

【固定資産税】

建設に要する費用について高齢者居住安定化緊急促進事業費に係る補助を受けているものを対象に追加（5年間1/3に減額）

- ・上記以外の高齢者向け優良賃貸住宅

【所得税・法人税】

割増償却5年間20%増（耐用年数35年以上のものは28%増）

(イ) 住宅に係るバリアフリー改修の促進

一定の居住者が自己の居住の用に供する家屋について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、当該工事に係る借入金の年末残高の一定割合を5年間所得税額から控除する特例措置の適用期限を5年延長した（平成25年12月31日まで）。

④ その他

このほか、以下の特例措置の延長等を行った。

(ア) 自己の居住の用に供する家屋について、一定の省エネ改修工事（窓の二重サッシ化等）を行った場合に、当該工事に係る借入金の年末残高の一定割合を5年間所得税額から控除する特例措置の適用期限を5年延長※した（平成25年12月31日まで）。

※ 平成21年4月1日から平成22年12月31日の間は、本特例の適用要件を緩和し、1%控除の対象となる省エネ改修工事について、改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から一段階相当以上上がることを要件とする。

(イ) 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税に係る特例措置の適用期限を2年延長した（平成23年3月31日まで）。

(ウ) バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置を2年延長した（平成23年3月31日まで）。

(エ) 認定建替計画に係る区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置を2年延長した（平成23年3月31日まで）。

(オ) 都市再生機構が附則業務として不動産を取得した場合の非課税措置について、対象から分譲住宅に係る業務の用に供する土地を除外した上で、2年延長した（平成23年3月31日まで）。

(カ) 新潟県中越地震災害による被災代替家屋等に係る特例措置について、対象から償却資産を除外した上で、2年延長した（平成23年3月31日まで）。

(キ) 三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る特例措置を4年延長した（平成25年3月31日まで）。

第2節 良好な宅地供給・管理の推進等による良質な居住環境の形成等

1 良好な宅地供給等の推進

(1) 良好な宅地供給の推進

- ① 都市再生機構によるニュータウン事業（大都市圏）においては、既に着手済みのものに限定し、職住近接の実現に資する等、政策的意義の高い事業を引き続き重点的に実施した。
- ② 都市再生機構による地方都市開発整備事業においては、高度な都市機能の集積促進や地域産業の受け皿づくり等を通じた地方都市圏の再構築に資する都市開発整備を引き続き実施した。
- ③ 土地区画整理事業において、組合等に対する無利子貸付金の貸付けを行った。

(2) 宅地開発関連公共施設の整備等

宅地開発に関連して必要となる道路、公園、下水道、河川等の関連公共施設及び生活道路、多目的広場等の居住環境基盤施設の整備等を住宅市街地基盤整備事業により重点的、総合的に推進した。

(3) 水辺都市の再生

高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と土地区画整理事業等のまちづくり事業を一体的に実施することにより、大都市の洪水に対する安全性を高めるとともに、眺望が開け、水と緑の潤いがある良好な水辺都市の再生を実施した。

(4) 定期借地権制度の円滑な普及・活用の促進

定期借地権制度の円滑な普及・活用を促進するため、全国定期借地権付住宅の供給実態調査を実施

した（平成21年は2,461戸）。

(5) 郊外型住宅等の建設の促進

- ① 「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」により、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進した。
- ② 市街化調整区域等における地区計画制度を活用し、都市近郊においてスプロールを防止しつつ、優良田園住宅等の郊外型住宅の建設を推進した。
- ③ 「集落地域整備法」の円滑な運用を推進し、市街地の周辺地域における良好な居住環境の確保を図った。

(6) 宅地開発と交通アクセス整備の一体的推進

「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」等に基づき、つくばエクスプレス（常磐新線）沿線地域の宅地開発事業等を推進した。

2 ニュータウンの再生

多くのニュータウンは、居住者の高齢化、住宅・施設の老朽化、土地利用の現状とニーズとの乖離等オールドタウン化の問題を抱えており、早急な対応が求められていることから、「計画開発住宅市街地の再生に向けての提言」（平成17年11月）を踏まえ、住宅市街地総合整備事業及び街なか居住再生ファンドによりニュータウンの再生を支援した。

3 エリアマネジメントの促進に向けた取組

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組（エリアマネジメント）のより一層の促進を図るため、住宅地におけるエリアマネジメント活動団体の情報収集、モデル的なエリアマネジメント活動の推進、エリアマネジメントが持続的に行われる住宅地の供給手法の検討及び住宅地の供給を行う事業者等の情報交換の場の立ち上げ等を行うとともに、ホームページ等を通じて情報提供を行った。

第7章 土地の有効利用等の推進

第1節 地域活性化・都市再生の推進

1 地域活性化の推進

地域活性化に関する統合体制（地域活性化統合本部）の下、省庁横断的・施策横断的な視点に立ちながら、地域の成長力強化、生活基盤の確保などに重点を置いた取組を展開した。その一環として、地域の自由な取組を立ち上がり段階から支援する「地方の元気再生事業」、「地域の人材力強化」等を推進した。また、「環境モデル都市」の取組を世界に周知するため、平成21年10月、横浜市において国際会議を開催した。

加えて、平成21年度第1次補正予算に盛り込まれた「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（1兆円）」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金（約1.3兆円）」、並びに第2次補正予算に盛り込まれた「地域活性化・きめ細かな臨時交付金（5,000億円）」により、地域の実情に応じた活性化策を後押しした。

2 都市再生の推進

都市再生本部は、環境、防災、国際化等の観点から都市の再生を目指す21世紀型都市再生プロジェクトの推進や、土地の有効利用等都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進するために設置され、全閣僚を構成員としている。発足以来、計18回の会合を開催し、主として以下の事項を決定し、実施を推進した。なお、平成19年10月に内閣におかれた地域活性化関係の4本部（都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部）の実施体制が統合された後は、地域活性化統合本部会合として計6回開催した。

(1) 「都市再生プロジェクト」の推進

これまで全13次にわたって都市再生プロジェクトを決定し、23のプロジェクトを推進した。

図表：都市再生プロジェクトの一覧

(第一次決定) (平成13年6月14日)	(第五次決定) (平成15年1月31日)
東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備	国有地の戦略的な活用による都市拠点形成
大都市圏におけるゴミゼロ型社会への再構築	(第六次決定) (平成15年11月28日)
中央官庁施設のPFIによる整備	琵琶湖・淀川流域圏の再生
(第二次決定) (平成13年8月28日)	(第七次決定) (平成16年4月13日)
大都市圏における国際交流・物流機能の強化	大阪圏における生活支援ロボット産業拠点の形成
大都市圏における環状道路体系の整備	(第八次決定) (平成16年12月10日)
大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成	都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開
都市部における保育所待機児童の解消	(第九次決定) (平成17年6月28日)
PFI手法の一層の展開	防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築
(第三次決定) (平成13年12月4日)	(第十次決定) (平成17年12月6日)
密集市街地の緊急整備	大学と地域の連携協働による都市再生の推進
都市における既存ストックの活用	(第十一次決定) (平成18年7月4日)
大都市圏における都市環境インフラの再生	国家公務員宿舎の移転・再配置を通じた都市再生の推進
(第四次決定) (平成14年7月2日)	(第十二次決定) (平成19年1月16日)
東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成	「密集市街地の緊急整備」—重点密集市街地の解消に向けた取組の一層の強化—
北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成	(第十三次決定) (平成19年6月19日)
地方中枢都市における先進的で個性ある都市づくり	国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の推進

(2) 都市再生特別措置法の活用等民間都市開発投資の促進

① 都市再生緊急整備地域の指定、地域整備方針の策定

都市の再生の拠点として都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域については、これまで65地域を指定し、各地域で地域整備方針を策定した。

② 都市再生特別措置法の円滑な施行

都市再生緊急整備地域において財団法人民間都市開発推進機構（以下「民間都市開発推進機構」

という。)による金融支援措置(無利子貸付、出資・社債等取得、債務保証)や割増償却や軽減税率の適用などの税制上の特例措置を講じることができる民間都市再生事業計画については、これまで35件が認定された。

また、既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市再生特別地区については、これまで49地区が決定された。このうち、33地区については、都市計画提案制度が活用された。

(3) 全国都市再生の推進

市町村が都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画である都市再生整備計画を作成できることとし、これに基づく事業の実施を促進するため、平成16年度に、地方の自主性・裁量性を高めた「まちづくり交付金」を創設し、都市計画決定権限等の市町村への移譲等を行い、平成17年度には、まちづくり交付金と連携して行われる官民協働の民間プロジェクトに対する大臣認定制度を創設(民間都市開発推進機構の出資による資金調達支援などを実施)するなど、全国都市再生を推進するための基本的枠組みを構築した。

平成21年度は、引き続きまちづくり交付金により地方の創意工夫を活かした都市再生を推進し、一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を40%から45%に引き上げた。また、まちづくり交付金を充てて行う事業と一体的に施行される民間都市開発事業について、引き続き各種支援措置の積極的活用を推進した。

第2節 都市基盤施設整備や災害に強いまちづくりの推進

1 民間能力の活用の推進

- (1) 民間の創意工夫と事業意欲を積極的に活用しつつ良好なまちづくりを進めていくため、民間都市開発推進機構の支援業務を引き続き推進した。
- (2) 都市再生緊急整備地域における都市再生事業を推進するため、税制の特例等の支援措置を引き続き講じた。
- (3) 地域住民や地元企業等が主体となっていく空き地・空き店舗の活用等のハード事業や公共的空間の利活用等を図るためのソフト的な取組、歩行者ネットワークの適切な整備・管理等のまちづくりを促進するための制度的な枠組みの整備を行った。
- (4) 地方都市等における都市再生整備事業を推進するため、税制の特例等の支援措置を引き続き講じた。
- (5) 民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)において、契約書等の標準化、業務要求水準の明確化に向け、それぞれ「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」及び「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」がとりまとめられたほか、契約書の標準化については、「PFI標準契約1(公用施設整備型・サービス購入型版)」がとりまとめられた。

また、内閣府において、日豪PPP/PFIワークショップや第4回日韓定期PFI推進交流会を開催し、情報交換を行った。

- (6) 都市再生機構により、既に市街地を形成している区域において、都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として、権利関係等の調整などのコーディネート業務や関連公共施設の整備を行った。

2 空中及び地下の利用の推進

- (1) 空中及び地下の利用

- ① 立体道路制度の積極的な活用を推進した。
 - ② 都市交通システム整備事業を推進した。
 - ③ 道路交通環境改善促進事業により、道路空間と沿道空間の一体的な整備を推進した。
 - ④ 道路地下空間利用計画の策定、共同溝の整備等を推進した。
 - ⑤ 無電柱化を推進した。
 - ⑥ 地下放水路、地下調節池などの河川立体区域の整備を推進した。
 - ⑦ 雨水の貯留浸透など流出抑制型の下水道施設の整備を推進した。
 - ⑧ 立体都市公園制度の活用を推進した。
- (2) 大深度地下の利用については、制度の円滑な運用に向けて、技術的な調査検討や大深度地下情報システムの整備等を推進した。

3 災害に強い都市の整備

- (1) 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき施策を推進するとともに関連する事業制度の拡充・推進を行い、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進し、安全な市街地の形成を図った。
- (2) 防災上危険な木造密集市街地の解消や都市基盤施設をより一層整備するため、土地区画整理事業を推進した。
- (3) 都市防災総合推進事業について、大規模地震に備えた事前対策、被災後の復興まちづくりに対する支援を強化する等、都市の防災対策を総合的に推進した。
- (4) 市街地再開発事業等による建築物の不燃化・耐震化、避難地・避難路の整備による市街地の防災安全性の向上、防災活動拠点整備による災害応急対策への対応等、安全・安心なまちづくりを推進した。
- (5) 大地震時の大規模盛土造成地の被害を軽減するため、宅地耐震化推進事業などの支援制度を活用することにより、宅地の耐震化を推進した。

4 住宅市街地の整備による防災性の向上

- (1) 既成市街地において、道路整備と一体的に沿道の建築物を耐火建築物等へ建替え、延焼遮断帯を形成することを中心とした安全で快適な拠点住宅地の形成や防災上危険な密集市街地の整備改善など住宅市街地の再生・整備を総合的に行うため、住宅市街地総合整備事業を推進した。
- (2) 地震災害の危険性が高い老朽住宅の密集する地区において、防災性を向上するため、住宅地区改良事業等において良質な従前居住者用住宅の建設、地区施設及び生活道路等の整備を行った。

5 道路の防災対策の推進

地震、津波、豪雨、豪雪等の災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路における橋梁の耐震対策、災害のおそれのある区間を回避する道路の整備を実施するとともに、道路の斜面对策や雪崩対策等を実施した。また、道路の冠水による事故を未然に防止するとともに、排水ポンプ等の施設を整備し、関係機関との連携強化を図ることで、適切な道路管理を実施した。

6 下水道における災害対策の推進

都市における浸水被害を軽減するため、集中豪雨の頻発や地下空間利用の進展を踏まえ、一定規模の浸水実績のある地区において、雨水幹線や貯留浸透施設等のハード整備に加えて、ハザードマップの公表やリアルタイムの降雨情報、下水道幹線の水位等の災害情報の提供によるソフト対策、さらに、地下街の入口等における止水板の設置や災害情報を活かした住民自らによる取組など総合的な対策を重点的に推進し

た。

また、近年、頻発する大規模地震を踏まえて、防災拠点におけるトイレ機能や下水処理場における消毒機能等地震時に下水道が果たすべき機能を確保し、住民の健康や社会活動への影響を軽減するため、防災拠点と処理場を結ぶ管きょや水処理施設の耐震化等の「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な対策を推進した。

7 治水対策の推進

激甚な被害を受けた地域や床上浸水が頻発している地域を対象とした再度災害防止対策や水害を未然に防ぐ予防的治水対策を推進した。また、洪水が予想される河川における浸水想定区域（河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）を指定・公表し、関係市町村のハザードマップ作成のための支援に取り組むなど、ハード、ソフト両面から災害に強いまちづくりを推進した。

一方、治水施設の整備には長時間を要し、整備途上で災害が発生する危険性がある。そのため、土地利用の状況に応じて輪中堤・二線堤の整備や住宅地の嵩上げ等の減災対策を行うとともに、流域における貯留・浸透機能の確保等の流出抑制対策を推進した。

8 土砂災害の防止

- (1) 市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯を形成することにより、土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するとともに、市街地周辺への無秩序な市街化の防止等を図った。
- (2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定等を強く促進し、砂防設備等の整備とあわせた総合的な土砂災害防止対策を効率的に推進した。

9 港湾における防災拠点の整備

災害時における住民の避難や復旧・復興の支援拠点として、耐震強化岸壁や広場等からなる臨海部の防災拠点の整備を推進した。

10 自治体による防災対策事業の促進

災害の発生時に住民の安全が確保できるよう、防災機能の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、防災基盤整備及び公共施設等の耐震化などの重点的な防災対策事業を促進した。

第3節 低・未利用地の利用促進等

1 工場跡地、未利用埋立地等の低・未利用地の再開発等の推進

- (1) 都心部や臨海部に存在する低・未利用地の土地利用転換等を図りながら都市構造の再編を推進するため、都市再生総合整備事業を推進した。
- (2) 職住近接型の住宅供給等を行う住宅市街地総合整備事業を推進した。
- (3) 都市再生機構において、低・未利用地等の土地の整形・集約化及び基盤整備を行うため、土地有効利用事業を推進した。

2 臨海部の工場跡地、未利用地等の利用促進、港湾の再開発

- (1) 港湾計画、都市計画等と整合を図りつつ計画的な土地利用転換を推進するため、臨港地区の迅速か

つ的確な指定・変更等の見直しを推進した。

- (2) 臨海部への企業立地や、土地利用の高度化を支援する「臨海部土地情報」(<http://www.mlit.go.jp/kowan/tochi/zyouhou/zyouhou.html>)により情報提供を実施した。

3 都市内の低・未利用地の利用促進

- (1) 低・未利用地の集約等と併せて公益施設や商業活性化施設、都心居住に資する住宅の立地誘導を図る土地区画整理事業及び、敷地の集約化を主眼とした敷地整序型土地区画整理事業を推進した。
- (2) 土地の高度利用を推進するため、換地の特例制度である「高度利用推進区」及び「市街地再開発事業区」を活用した土地区画整理事業を推進した。
- (3) 都道府県等における遊休土地に係る調査の実施及び一定の要件を満たす低・未利用地への遊休土地である旨の通知、利用計画への助言・勧告等を行う国土利用計画法に基づく遊休土地制度を的確に運用した。
- (4) 低・未利用地の有効活用を促進するため、「土地総合情報ライブラリー」(<http://tochi.mlit.go.jp/>)により活用可能な国有地の情報を提供（国有地については財務省の国有財産情報公開システムへリンク、公有地については地方公共団体のホームページへリンク（89件））した。

4 企業不動産及び公的不動産の有効活用の促進

土地の有効活用及び不動産市場の活性化の観点から、我が国の不動産の資産（約2,300兆円）の大きな部分を占める企業不動産（約490兆円）や公的不動産（約490兆円）について、先進的な取組を紹介した事例集の作成等を通じ、戦略的なマネジメントによる有効活用の普及・促進を行った。

5 中心市街地の活性化の推進

今後、我が国が人口減少・超高齢社会を迎える中で、高齢者を始め多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりを進めることが重要である。このためには、街なかに都市機能を集積・誘導する振興方策と、広域的な判断をしながら都市機能の適正立地を図るための方策の双方が必要である。

こうした考え方の下、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区において、市街地の整備改善、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業等の活性化等に資する事業に対して重点的に支援を行った。

なお、平成22年3月現在、100地区（97市）の基本計画が認定されている。

6 既成市街地の有効・高度利用の促進

都市の再構築を実現するため、既成市街地の有効・高度利用を促進するインセンティブとして、基盤施設やオープンスペースの整備を伴う「優良プロジェクト」に対する容積率等の特例制度の活用などを行う以下の施策を講じた。

- (1) 再開発等促進区・用途別容積型・誘導容積型・街並み誘導型地区計画制度の活用の推進
- (2) 特定街区制度、特例容積率適用地区制度等による未利用容積率の活用等の推進
- (3) 総合設計制度、一団地型総合設計制度及び連担建築物総合設計制度等の活用の促進
- (4) 既成市街地における土地区画整理事業に対する無利子貸付金制度の活用の推進
- (5) 市街地の土地の高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業の推進
- (6) 広域的な視点から都市構造の再編を推進するため、多様な主体の連携を図りつつ、特定の地域において重点的かつ集中的な都市整備を行う都市再生総合整備事業の推進
- (7) 快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を行う住宅市街地総合整備事業及び

優良建築物等整備事業の推進

- (8) 密集市街地の早期解消を図るため、「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」に基づく施策の推進及び住宅市街地総合整備事業・都市防災総合推進事業等の推進

第4節 農地を活用した良好な居住環境の整備

住宅の需要の著しい地域における市街化区域内農地については、住宅地等の供給の促進に係る以下の施策を講じた。

- (1) 農住組合制度等により、農地を活用した良好な居住環境を備えた住宅地等の供給促進や、農地と住宅地の調和したまちづくりを推進するため、アドバイザー派遣等の支援を行うとともに、今後の社会状況への対応を踏まえた農住組合制度の全般的な検討を行った。
- (2) 土地区画整理事業に対する無利子貸付金制度の活用等により土地区画整理事業を推進した。
- (3) 良好な市街地環境の形成を図るため、地区計画制度等の活用を推進した。特に、都市基盤整備と併せて高さ制限、容積率制限の緩和等を行う再開発等促進区を定める地区計画制度の活用を図った。
一方、生産緑地地区については、農業委員会と協力して緑地としての機能の適正な保全に努めるよう周知・徹底するとともに、市民農園の整備等により都市住民の交流の場としての活用を推進した。

第5節 国公有地の利活用等

1 国有地の有効利用・高度利用の積極的推進

庁舎等については、既存庁舎の効率的な使用に取り組むとともに、整備事案の計画的な調整を行い、合同庁舎化に努めた。また、宿舎については、既存宿舎の入居調整等に取り組み、官署の配置状況等を踏まえた合同宿舎化に努めた。こうした取組により、国有地の有効利用・高度利用に努めた。

さらに、民間の創意工夫を活かすため、PFI方式を活用した整備を図り、集約立体化等による跡地の創出を通じて民間等における高度利用等が可能となるよう努めた。

2 国有地及び旧国鉄用地の売却促進

- (1) 国有地の売却促進

物納財産や庁舎・宿舎の移転跡地などの未利用国有地の売却に積極的に取り組んだ。

さらに、無道路地・不整形地等の売却が直ちに困難な国有地については、隣接地と土地の一部を交換して進入路の確保、土地の整形化等を行うといった交換制度を活用して資産価値の向上を図り、売却に努めた。

- (2) 旧国鉄用地の処分

旧国鉄用地の処分については、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」(平成10年10月施行)に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、あらゆる手法を駆使し、その早期処分に向け全力を挙げ取り組んだ。

3 公有地の計画的な取得等

公共投資の円滑な実施に資するとともに、地方公共団体等による計画的な公共用地の先行取得を支援するため、以下の施策を講じた。

- (1) 公共用地先行取得等事業債について、所要の資金を確保した。
- (2) 公有化が必要と認められる森林等の取得を推進するため、地方債及び地方交付税による地方財政措

置を講じた。

第6節 公共用地取得の円滑化

- (1) あらかじめ明示された完成時期を目標に計画的な用地取得を実現するための施策を適時適切に講じる「用地取得マネジメント」確立のための検討を行い、これを実施するためのマニュアルの策定を行った。
- (2) 都市開発資金の活用により、大都市等において計画的な都市整備を図るために必要な用地を先行取得するための資金の融資を引き続き行った。

第8章 環境保全等の推進

第1節 環境保全等に係る施策の推進

1 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法に基づき環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める計画である。第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）においては、今後の環境政策の展開の方向として、環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成等が示されている。平成21年度は、この展開の方向を重視しつつ、引き続き、環境保全のための土地に関する施策を推進するとともに、各種の土地に関する施策、事業の策定・実施にあたって環境保全への配慮を行った。

2 自然環境保全のための土地に関する施策

- (1) 「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域等の指定等及び管理の充実を推進した。
- (2) 「自然公園法」に基づく自然公園の指定等及び管理の充実を推進した。
- (3) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区の指定等及び管理の充実を推進した。
- (4) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区の指定等及び管理の充実を推進した。
- (5) 「都市緑地法」等に基づく特別緑地保全地区等における行為制限や土地の買入れ等を行った。
- (6) ナショナル・トラスト活動を推進した。
- (7) 自然保護のための民有地買上げを推進した。

3 公害防止計画と土地利用対策

公害防止計画においては、自然環境の保全及び公害の防止に配慮した土地利用に関する施策を適切に運用することとし、交通施設周辺土地利用対策、住工分離対策、緑化対策等を推進した。また、公害防止施策が防災型都市づくりに寄与するよう、公害防止計画において必要な配慮を行った。

4 工業立地の適正化

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、「工場立地法」に基づき、個々の工場の敷地利用の適正化を図った。

5 交通公害と土地利用

- (1) 信号制御の高度化や交差点の改良をはじめとする交通安全施設等の整備、公共車両優先システム（PTPS）の整備拡充等を積極的に推進した。
- (2) 「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づき、道路交通騒音の著しい幹線道路の障害防止と、土地利用の適正化を促進した。
- (3) 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、同法で指定する特定飛行場の周辺において建物等の移転補償、緑地帯の整備等を推進した。
- (4) 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等に基づき、自衛隊又は在日米軍の使用する飛行場の周辺について建物等の移転補償、土地の買入れ、緑地帯の整備等を推進した。
- (5) 「新幹線鉄道騒音対策要綱」に沿って、沿線の土地利用との調和に努め、環境保全の観点から公共施設の適正な配置、整備に努めた。

6 水環境保全と土地利用

健全な水循環系を構築し、水質、水量など総合的な水環境保全を図るため、森林や農地の適切な維持管理、下水道等の整備や合流式下水道の改善、都市域における緑地の保全・創出、河川・湖沼流域の浄化に資する施設整備等の事業などの土地利用に係る施策について環境保全対策を推進した。

7 土壌環境保全対策

- (1) 平成21年4月に改正された土壌汚染対策法では、一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更時において土壌汚染のおそれがあるときの都道府県知事からの命令に基づく調査の実施、自主的な土壌汚染の調査結果を活用した土地所有者等による区域の指定の申請、区域の分類化（土地の形質変更時に届出が必要な区域と対策が必要な区域）と必要な対策内容の明確化、汚染土壌処理業の許可制度の新設による汚染土壌の適正な処理の確保などが新たに規定された。
- (2) 農用地の土壌汚染対策については、引き続き「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」等に基づき公害防除特別土地改良事業等を実施した。
- (3) ダイオキシン類による土壌汚染対策については、土壌環境基準の検討及び汚染土壌浄化技術の確立のための調査、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌汚染対策への助成を引き続き実施した。

8 地盤沈下防止対策

「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」により、地下水採取規制を実施した。また、地盤沈下により生じた被害を復旧するとともに、洪水、高潮等による災害に対処するため、河川改修、内水排水施設整備、海岸保全施設整備、土地改良等の事業を実施した。濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域については、地盤沈下に対応するため、地盤沈下状況等の定常的な監視観測、情報交換及び短期的な地下水位の低下に起因する地盤沈下防止策等の調査・研究を推進した。

9 地球温暖化対策と土地利用

地球温暖化対策の基本的な方向性を示す「地球温暖化対策基本法案」を平成22年3月に閣議決定し、国会に提出した。その中の基本的施策において、国は、土地利用に関する施策が温室効果ガスの排出抑制等

に資するものとなるよう配慮することや、都市機能の集積、地域におけるエネルギーの共同利用及び廃熱の回収利用を促進すること等の施策を位置付けた。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、都道府県・指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画に、公共交通機関の利用者の利便の増進等を含む地域の自然的社会的条件に応じた施策を定め、都市計画等の施策は、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出抑制等が行われるよう配慮することとされた。さらに、平成20年3月に改定した京都議定書目標達成計画や平成20年7月に策定された低炭素社会づくり行動計画に基づき、集約型・低炭素型の都市構造の実現を図るため、公共交通機関の利用促進、未利用エネルギーや自然資本の活用や、エネルギーの面的利用の促進、都市の熱環境改善に資する緑化や水面活用等ヒートアイランド対策を推進した。

10 環境影響評価等

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施については、環境影響評価法等の法律、条例に基づく環境影響評価を実施し、環境保全に関する適正な環境配慮を行った。

今後の環境影響評価制度の在り方については、平成22年2月に中央環境審議会から「今後の環境影響評価制度の在り方について」答申がなされた。

この答申を踏まえ、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階配慮書の手続の新設や、環境保全のために講じた措置等の結果について公表等を行う規定を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が平成22年3月に閣議決定され、国会に提出された。

第2節 農地の保全と魅力ある農山村づくり

(1) 耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、以下の施策を推進した。

- ① 農地の遊休化を抑制するため、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業等による土地条件の改善や農地の利用集積を推進するとともに、地域ぐるみで農地を保全する取組への支援や中山間地域等における生産条件の不利を補正するための支援として直接支払いを実施した。
- ② 農業経営基盤強化促進法に基づく、市町村における遊休農地対策に関する計画に基づく地域の主体的な取組を推進した。
- ③ 耕作放棄地の解消等農地の有効利用を図るため、担い手や新規就農者の育成・確保を図るとともに、農業に参入する際の農地の貸借規制を見直した。
- ④ 「広域連携共生・対流等対策交付金」等により、市民農園の整備を通じた耕作放棄地の発生防止・解消を図った。
- ⑤ 「耕作放棄地再生利用緊急対策」、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」において、多様な主体が行う貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組等への支援を実施した。

(2) 優良農地の確保と良好な居住環境を有する農村集落の保全及び形成を促進する集落地域整備法の活用を推進した。

(3) 農地・農業用水等の資源や環境を適切に保全し、質的向上を図るため、地域共同の効果の高い取組に対する支援を実施した。

第3節 森林の適正な保全・利用の確保

(1) 森林の有する多面的機能の高度発揮のため、森林法に規定する森林計画制度に基づき、地方公共団体や森林所有者等の計画的な森林の整備について、指導・助言を行った。

- (2) 水源のかん養、国土の保全などの森林の有する公益的機能を確保するために指定される保安林について、計画的な配備を進めるとともに、伐採・転用規制等の措置を通じた適正な管理、機能が十分に発揮されていない保安林における特定保安林の指定及びその整備のほか、荒廃地等の復旧整備、水土保全機能が低下した森林の整備などの治山対策による保全・管理を推進した。
- (3) 林地の適正な利用を確保するため、都道府県知事が行う林地開発許可制度に関する処分及び連絡調整に必要な審査、監督等に対して助言を行った。
- (4) 我が国の森林面積の約3割を占め、奥地脊梁山脈や水源地域に広がっている国有林野は、土砂崩れの防止、良質な水の供給など国民の生命・財産の保全上重要な役割を果たしていることから、「国有林野の管理経営に関する基本計画」等に基づき、公益的機能の発揮を旨とした管理経営を適切に推進した。原始的な森林生態系や貴重な動植物の生息・生育地である国有林野については保護林の設定等を推進し、適切な保全・管理に努めた。さらに、保護林相互のネットワークの形成を図る「緑の回廊」の設定等を推進し、より広範で効果的な森林生態系の保全に努めた。
- (5) 「世界遺産条約」に基づく自然遺産（屋久島、白神山地及び知床）の保全・管理及び文化遺産（紀伊山地の霊場と参詣道等）と一体となった景観を形成する森林の景観の回復を図る事業及び世界遺産暫定一覧表に記載された地域等（小笠原諸島等）の保全対策を実施した。

第4節 河川流域の適切な保全

- (1) 総合治水対策特定河川流域において、国、都道府県、市町村の河川担当部局と都市・住宅・土地等の関係部局からなる流域協議会を設置し、流域整備計画を策定して流域の適正な土地利用の誘導、雨水の流出抑制等を推進した。
- (2) 土砂災害を防止するため、砂防設備等によるハード対策を実施するとともに、砂防指定地等の指定による行為制限や土砂災害特別警戒区域の指定による住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を促進し、総合的な土砂災害対策を実施した。
- (3) 浸水被害の著しい都市部の河川の流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を策定し、土地からの流出増をもたらす行為に対する対策工事を行うことにより、総合的な都市水害対策を推進した。

第5節 文化財等の適切な保護及び良好な景観形成の推進等

- (1) 歴史的な集落・町並みについて、市町村による伝統的建造物群保存地区の保存・活用に関し指導・助言を行うとともに、重要伝統的建造物群保存地区の選定（平成22年1月1日現在、38道府県74市町村86地区）等を進めた。
- (2) 遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物について、史跡、名勝、天然記念物の指定及び登録記念物の登録（平成22年4月1日現在、史跡1,661件、名勝357件、天然記念物980件：特別史跡名勝天然記念物を含む、登録記念物51件）を進めるとともに、その保存と活用を図った。
- (3) 人と自然との関わりの中で育まれた景観地について、重要文化的景観の選定（平成22年4月1日現在、19件）を進めるとともに、その保存と活用を図った。
- (4) 埋蔵文化財を包蔵する土地については、都道府県教育委員会等において遺跡地図を作成し周知を図るとともに、開発等の土地利用との調和を図りつつ適切な保護に努めた。
- (5) 地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく、文部科学省、農林水産省、国土交通省の共管の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が、平成20年5月23日に公布され、同年11月4日に施行された。市町からの計画認定申請に基づき、認定を行っており、平成

21年度末現在、16市町の計画を認定した。

- (6) 良好な景観の形成への取組を総合的かつ体系的に推進するため、新法である景観法の制定を含む、いわゆる「景観緑三法」が平成17年6月1日に全面施行された。平成22年3月1日現在（以下、本項目で同じ）、景観法に基づく景観行政団体（都道府県、政令指定市、中核市又は都道府県知事と協議、その同意を得て景観行政をつかさどる市町村をいう。）は443団体に増加し、景観計画は216団体で策定されている。景観法の基本理念の普及、良好な景観形成に関する国民の意識向上を目的とした各種の普及啓発活動を重点実施しており、このほかにも、多様な主体の参加に向けた景観に関する教育、法制度の効果的な活用のあり方や先進事例に関する情報提供等の取組について充実化を図った。また、「景観形成総合支援事業」により、地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組の支援を行った。